

こども基本法では、市が定めるこども計画は、

○「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」を包含し、「母子保健計画（健やか親子21）」と一体的に策定することができる。

○国が策定するこども大綱を勘案して策定する。

1. 加賀市こども計画について

4つの計画を包含し、母子保健計画（健やか親子21）と一体的に策定

